

泉大津市生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを自ら処理することにより、市民のごみ減量に対する意識の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化の推進に資するため、家庭用生ごみ処理機（以下「生ごみ処理機」という。）の購入費の一部を予算の範囲内で、生ごみ処理機購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、泉大津市内に住所を有し、かつ次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の居住する場所に設置する者（事業者を除く。）
- (2) 市税を滞納していない世帯の者
- (3) 生ごみ処理機をその用法に従い、適正に維持管理できる者
- (4) 生成物（堆肥等）のできる機種については、自らが適正に処理できる者
- (5) 市のごみ減量化・資源化に協力でき、生ごみ処理機の使用状況等に関する調査に協力できる者
- (6) この要綱により、助成金の交付を受けた日から5年を経過している者

2 助成金の対象となる生ごみ処理機とは、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の処理機であって、生ごみ等を単に破碎処理するものは含まない。

3 助成金の交付は、1世帯につき1台とする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、運搬費及び設置工事費等を除く生ごみ処理機本体の購入金額（消費税等を含む。）の3分の2に相当する額（1,000円未満は切り捨て。）とし、40,000円を限度とする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ生ごみ処理機購入事前申込書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込内容が適当と認めるときは購入承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は前項による通知を受けた日から、30日以内に生ごみ処理機を購入し、次に掲げる書類により助成金の交付を申請しなければならない。ただし、30日以内に購入できない特別の事情があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承認を得なければならない。

（1）泉大津市生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）

（2）生ごみ処理機を購入したことを証する領収書及び保証書（処理機の名称、購入者の住所氏名が明記されていること。）の写し

（3）生ごみ処理機を設置したことを証する写真

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（助成金の交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により、助成金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金の額を確定する。

2 市長は、前項規定により助成金を交付すると決定した者に対しては助成金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知する。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定による助成金の交付決定通知を受けた申請者は、生ごみ処理機購入助成金請求書（様式第6号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当

と認めたときは、当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取り消し、すでに助成金を交付しているときは、その助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の泉大津市生ごみ処理機購入助成金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の泉大津市生ごみ処理機購入助成金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。